11月はオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間です

あなたの連絡・相談が子どもを守るとともに、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。

児童虐待とは

- ◆**身体的虐待** … 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
- ◆**性的虐待** …… 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
- ◆**ネグレクト** … 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、子どもを家に残して度々外出する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
- ◆**心理的虐待** … 言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV）など

保護者にとっては「しつけ」のつもりでも、子どもにとって有害な行為や発言であれば「虐待」です。

●●「虐待かも…」と思ったらすぐにお電話ください●●

- 妊娠・出産で悩んでいるとき
  「出産して、子どもを育てていけるかしら」
  「妊娠中や出産後の生活に不安がある」など
- 子育てに悩んでいるとき
  「また、叱ってしまった」「ついイライラして、たたいてしまう」「子育てに自信がなく不安で…」
  「子どもがかわいいと思えない」など
- 気になることがある
  「子どもや親の様子がなんとなく気になる」など

ひとりで悩まずに相談してください。

相　談　窓　口

市子ども家庭支援課「子育てあんしん相談係」

【相談専用電話（無料）】☎ **0120-71-7867**（なやむな）

【相談受付時間】8:30 ～ 17:15（土・日・祝日、年末年始休み）

駅前町 17-1　市立保健センター（駅前ビル EAGA2 階）

児童相談所全国共通ダイヤル　☎ **189**（いちはやく）

※地域の児童相談所に電話がつながります。

体罰等によらない子育てを広げよう！

たとえしつけのためだと親が思っても、身体に何らかの苦痛または不快感を引き起こす行為（罰）は、軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されています。

こんなことしていませんか？

- 何度も言葉で注意したが言うことを聞かないので、頬を叩いた
- いたずらをしたので、長時間正座をさせた
- 宿題をしなかったので、晩ご飯を与えなかった

⇒⇒⇒ これらは全て体罰です！

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害するものであり、社会全体で取組むべき重要な問題です。

DVとは

- 自分の言うことをきかないと、大声で怒鳴ったり、ときには手が出る
- 携帯のメールや通信履歴をチェックして、勝手にアドレスや登録記録を消したりする
- 携帯電話に出なかったり、メールをすぐに返信しないと怒る
- 気に入らないと不機嫌になって無視したり、「バカ」「デブ」など人をおとしめるようなことを言う
- 相手の気持ちは関係なく、セックスを求めたり、避妊をしない

これらはDV（ドメスティック・バイオレンス）＝暴力です

DVは「人権侵害」であり、たとえ夫婦・恋人同士であっても絶対に許されません

もし、あなたや友人がDVの被害者かも……と気付いたら、ひとりで悩まないでまずは相談を…

相　談　窓　口

市子ども家庭支援課「子育てあんしん相談係」【相談専用電話（無料）】☎ **0120-71-7867**（なやむな）

【相談受付時間】8:30 ～ 17:15（土・日・祝日、年末年始休み）　駅前町 17-1　市立保健センター（駅前ビル EAGA2 階）

〈警察の相談窓口〉

島根県警察相談センター… **＃9110**（☎ 0852-31-9110）

益田警察署生活安全課… ☎ **22-0110**

〈県の相談窓口〉

島根県女性相談センター西部分室　☎ **0854-84-5661**

益田児童相談所……　☎ **31-1886**

全国共通ダイヤル

DV 相談＋（プラス）…… ☎ **0120-279-889**（24 時間対応）

DV 相談ナビ …… **＃8008**　※最寄りの配偶者暴力相談支援センターに電話がつながります。

女性相談支援センター … **＃8778**　※最寄りの女性相談支援センターに電話がつながります。